

1 はじめに

いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こりうるという基本認識に立ち、本校児童が安心して安全な学校生活を送ることができるように「いじめ防止基本方針」を策定するものとする。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」より）

3 いじめ防止のために

（1）教職員として

- ① どの子も参加でき、どの子も分かる授業作りを通して、自己肯定感を育てる。
- ② 一人一人の居場所となる学級作りをする。
- ③ 児童の一人一人を見取り、よさを認め、何でも言える関係作りをする。
- ④ 平素の観察を大事にし、児童の変化に気づきすばやい対応ができるよう寄り添う。
- ⑤ いじめ問題についての理解を深め、問題行動には毅然かつ迅速な対応をとる。
- ⑥ 児童・保護者からの話を親身になって聴く。

（2）子ども達に

- ① SOSを出す→困ったことや悩んでいることは黙っていないで、まわりの誰かに相談するとよいことを伝える。児童会活動の活性化を支援し、意見箱・議題箱の活用を促す。
- ② NOと言う→いやなことやされたくないことは相手に伝えるように指導する。
- ③ おかしいと思ったら、先生やおうちの人、その他相談できるところにすぐ相談するように伝えておく。（学校の相談窓口やSC、外部の相談窓口等について知らせる。）
- ④ いじめの定義について、発達段階に応じた理解ができるようにする。

（3）学校として

全教育活動を通して、「いじめをしない・させない・許さない」態度を育てるために、次のことを実践する。

- ① 人権・同和教育及び道徳教育の充実を図る。
 - 特別の教科道徳の充実
 - 各教科・領域での認め合い、支えあい、助け合う関係づくり
 - 規範意識の育成、ルールへの遵守、望ましい行動の継続的指導
 - 人権・同和教育に関する研修の計画的実施
- ② キャリア教育を視野に入れた体験的活動の充実
 - 協働的な活動
 - 多様な人との交流活動
 - 適切な勤労観、職業観の涵養

③ 特別活動の充実

- 児童の自主的・自治的活動の推進
 - ・ 目指す学校(学級)像の策定
 - ・ 児童による解決チームの設立
- 望ましい人間関係の育成
 - ・ 自己有用感を育む縦割り班活動と異年齢集団による活動
 - ・ 集会活動の推進
 - ・ 話し合いによる解決

特に低学年は、具体的な場面での指導を重視し、折り合いや感情のぶつけ方の実際から、課題を解決する経験を積ませる。

- インターネット上のいじめへの対策
 - ・ 情報モラル教育の計画的実施
 - ・ 保護者への啓発

④ 校内体制

- いじめ不登校対策委員会の活用
 - ・ いじめ防止対策の策定と見直し
- 学校保健委員会や PTA 研修会等の活用

⑤ 校内研修

- いじめ問題についての研修
- 児童に関する情報交換

⑥ 地域・保護者への周知と協力依頼

- 学校・学級だより、懇談等
- いじめ防止のための措置への協力依頼

4 早期発見のための措置

- (1) いじめは、いつでも起こりうるという認識（積極的な認知）のもとでの児童理解や観察、指導
- (2) 隙間の時間（朝の時間・給食の準備・掃除・休み時間・放課後等）での児童の見守りと観察
- (3) 日常での教職員間の情報交換
- (4) Q—U アンケートの実施と分析
- (5) 教育相談の実施
 - ① 学期に1回は定期的に行う。
 - ② 適宜必要に応じてその都度行う。
- (6) いじめ相談窓口の設置
 - ① 年度ごとに窓口となる代表者を決定する。
 - ② 児童・保護者・地域に周知する。
 - ・ 全校朝会、PTA総会、学校評議員会等
- (7) 生徒指導職員会議の活用
 - ケース会議等の実施

5 いじめに対する措置（必要に応じて見直しを図る）

(1) いじめと感じたら、その場にいる者がその行為をすぐにやめさせる。

(2) 訴えがあったら組織として対応する。

- 真摯に傾聴する。
- 事実確認する。（複数なら同時刻に個別に聞き取る）
（場所・時間に配慮する）
 - ・ 多面的な情報収集をする。
 - ・ 構造的に問題を把握する。
 - ・ 重大事態が発生した場合及び犯罪行為が認められた場合は、速やかに教育委員会（必要に応じて警察等）に報告、浜田市の対策方針に従って対応する。
- 校内で指導・支援体制を組み、被害者・加害者への対応を迅速に行う。（チームで対応）
 - ◇ 被害者への対応
 - ・ 被害者、通報者の安全・安心を確保する。
 - ・ 被害者の心のケアや自尊感情を高める支援をする。
 - ※ 状況によっては、関係機関や SC、SSW 等の支援を要請する。
 - ・ 全教職員に周知し、解決に向けての方策を検討・実施する。
 - ・ 家庭訪問などを通して、保護者に事実と対応策を伝え理解を得る。（担任だけでなく、チームで対応）
 - ・ 学校への登校を無理強いせず、当該児童に寄り添い支援する。
 - ◇ 加害者への対応
 - ・ どんな理由があってもいじめはいけないという毅然とした指導を行う。
 - ※ 状況によっては、出席停止の措置をとったり警察と連携したりして対応する。
 - ・ 傍観的立場の児童や、はやしたてるなどのいじめに加担した児童への指導を行う。
 - ※ 全体指導を状況に応じて行う。（他学年に噂等が広がる、他学年がかかわる場合など）
 - ・ 加害者の保護者にも事実と対応策を伝える。
 - ※ 状況把握後、詳細を生徒指導職員会議あるいは関係教職員で審議した後、保護者に事実と対応策を伝える。（状況に応じて学校での面談や家庭訪問で伝える。担任だけでなくチームで対応）
 - ・ 背景についても、十分に把握した上で指導・支援・見守りをする。
 - ※ 教育相談を行い、加害児童の思いをしっかりと聞く。
 - ※ 自尊感情を高められるようよさを認める言葉かけを増やす。
 - ◇ 再発防止のための措置
 - ◇ その他
 - ・ 出席停止や被害者の欠席等の措置をとる場合は、学習（学力）保障の措置を行う。
 - ・ 浜田市教育委員会への報告をする。
 - ・ 学校だけでの解決が困難な場合
教育委員会との連携（関係児童への支援や指導、保護者対応の方法、関係機関との調整）
警察との連携（犯罪等の違法行為がある場合）
福祉関係との連携（家庭の養育への指導・助言、家庭状況の把握）
医療機関との連携（精神保健に関する相談、精神症状への治療、指導・助言）

6 重大事態発生時における措置

(1) 重大事態とは

ア いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

イ いじめにより「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされたと疑われるとき

ウ 児童や保護者から、いじめられて、ア、イに規定されている重大事態に至ったという申し立てがあったとき

(2) 報告

- 教育委員会に報告する

(3) 調査

- 教育委員会の指導・助言のもとに対応し、調査に協力する。
 - ・ 調査組織の設置（第三者委員会）
 - ・ 調査組織による事実関係調査
 - ・ 個人情報に配慮して事実関係や情報を提供する
 - ・ 調査結果を教育委員会を通じて市長に報告する
 - ・ 調査結果を踏まえた措置

7 評価について

評価にあたっては、日頃からの児童理解や児童の人間関係づくりの取組やいじめ発生時の適切な対応についての評価になるように留意する。PDCAサイクルにより、評価が実践に生かされるように努める。

- 本校のいじめ・不登校対策委員会による評価
- 教職員による取組の評価
- 保護者・地域による学校評価
- 児童アンケート結果からの評価

8 いじめ防止のための年間取組計画

通年	児童の取組	教職員の取組	家庭・地域との連携
	学級活動（各学級）	児童の情報交換会	学校・学級だより
4月	学級開き 1年生を迎える会（全校） 全国学習状況調査	いじめ防止基本方針、年間取組計画の確認	授業公開・学級懇談 いじめ防止基本方針の説明 （PTA 総会）
5月	人権の花の伝達式・苗植え	学級経営案の作成 児童の実態や課題点について共通理解 小中合同職員会	家庭訪問
6月	アンケート Q-U（1回目）の実施 教育相談週間	主任者研修会等の報告 アンケート Q-U の分析	授業公開 学校保健委員会
7月	学校評価アンケート	学級経営のふり返り	授業公開 期末個人懇談会 弥栄地区生徒指導連絡協議会
8月		校内研修（人権問題について） ふれあいフォーラムへの参加	
9月	人権作文、標語づくり 小中合同運動会		
10月			授業公開
11月	弥栄小文化まつり アンケート Q-U（2回目）の実施 教育相談週間	人権集会・人権週間の取組について アンケート Q-U の分析	
12月	人権集会・人権週間 人権・同和教育に関する学習 研修会 県学力状況調査 赤い羽根共同募金（リーダー会） 学校評価アンケート	人権集会 人権・同和教育に関する授業公開 研修会（PTA主催） 学級経営のふり返り 学校評価アンケート	期末個人懇談会 人権・同和教育に関する授業公開 研修会（PTA主催） 学校評価アンケート
1月			
2月	学習成果発表会 教育相談週間	学校評価アンケートの検討	学級懇談・PTA懇談会
3月	6年生を送る会	学級経営のふり返り いじめ防止基本方針、年間取組計画の検討と取組の評価	6年生を送る会公開

